

議案第22号 説明資料

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例							改 正 条 例						
○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)							○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)						
第1条～第6条 略							第1条～第6条 略						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
略							略						
教育委員会	略	町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関すること。	会長 副会長 委員	教育関係機関・団体等の役職員又は会員 教育長が必要と認める者	30人以内	1年	教育委員会	略	町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関すること。	会長 副会長 委員	教育関係機関・団体等の役職員又は会員 教育長が必要と認める者	30人以内	1年
	幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議							幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関すること。	委員長 副委員長 委員	関係団体の代表者 関係学校の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年